

南海トラフ地震等の大規模災害発生時の道路啓開に係る 車両の移動等の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の道路啓開に係る車両の移動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、甲又は甲が道路啓開を要請した建設業者等（以下、「要請業者」という。）に対し、乙が車両の移動等について協力することにより、道路啓開を円滑に実施し、早期の完了に資することを目的とする。

第2条（業務の内容）

乙に協力を要請できる業務は、災害時における車両の移動等に関する事項とする。

- 2 前項の業務内容は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づいて行う車両の運転者等への移動命令の伝達、車両の移動、車両の移動を行った際の記録の作成及びこれらと関連する業務とする。
- 3 乙が行う業務は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成26年11月国土交通省道路局）」により実施するものとする。

第3条（協力の要請）

甲が必要と認める場合には、甲又は要請業者から乙に対して協力を要請することができる。

- 2 甲又は要請業者から乙に対して要請を行う場合は、文書による要請を原則とするが、困難な場合は口頭によるものとし、後日すみやかに文書により要請する。

第4条（協力に関する費用）

甲又は要請業者は、第3条第一項に基づき乙が行った車両の移動等に要した費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用は、南海トラフ地震等の大規模災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲又は要請業者と乙が協議して定めるものとする。

第5条（情報の提供）

甲は乙に、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、要請業者に関する情報を提供する。

- 2 乙は甲に、保有する車両移動機械やオペレーターの人数等の業務実施体制について、年度当初に報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

第6条（有効期間）

本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

第7条（その他）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 2月 17日

甲 高知県土木部長 村田 重雄

乙 全日本高速道路レッカー事業協同組合
理事長 亀山 善之